景観形成基準一覧チェックシート(市街地の景域)

市	街地の景	域		景観形成基準	解説頁
建築物	配置			□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P57
				木林等に配慮した配置とする。	
				□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配	P58
				慮した配置とする。	
	形態•	周	辺	口商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏	P61
	意匠•	ح	\mathcal{O}	まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した	
	色彩	調和	=	形態・意匠とする。	
				口住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	P62
				口歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形	P62
				態・意匠とする。	
		圧	迫	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感	の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽测	咸		
		設	備	口建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類		目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
				は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
				いように配慮する。	
				口太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
				の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
		色彩	彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	P69
				口外壁基調色: 有彩色は彩度 6.0 以下	P70
				□屋根色: 有彩色は彩度 4.0 以下	P70
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・綺	化等	<u> </u>	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P73
				け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
				しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す。	
				口駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置す	P74
				る。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・	
				駐輪場は、緑化等(周囲や舗装面)により修景する。	

Ħ	方街地の景	域	景観形成基準	解説頁
工作物	配置		□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P78
			木林等に配慮した配置とする。	
			口既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配	P79
			慮した配置とする。	
	形態・	周辺と	口商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏	P82
	意匠•	の調和	まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した	
	色彩		形態・意匠とする。	
			口住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	P83
			口歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形	P83
			態・意匠とする。	
		設備類	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
			やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
			周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	口工作物の色:彩度 4.0以下	P76
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・網	化等	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
開発行	造成等		口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為・土			口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
地の形			口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
質の変			圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
更等			は、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木	• 樹林等	口まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全	P92
	の保全		する 。	
外観照	照度の抑	制	口良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋			る.	
外照明	点滅照明]	口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器具	1	口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(田園・集落地の景域)

田園	• 集落地 <i>0</i>)景垣	Į,	景観形成基準	解説頁
建築物	配置			□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P57
				木林等に配慮した配置とする。	
				□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調	P59
				和に配慮した配置とする。	
				口花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害	P60
		1		しないよう配置を工夫する。	
	形態•	周	辺	口周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本	P63
	意匠•	٢	\mathcal{O}	とする。	
	色彩	調和		ロランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠	P63
				とする。	
		圧	迫	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感	の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽》	戓		
		設	備	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類		目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
				は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
				いように配慮する。	
				□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
				の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
		色彩	乡	口周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	P69
				口外壁基調色: 有彩色は彩度 4.0 以下	P70
				口屋根色:有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下	P70
				無彩色は明度 7.5 以下	
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・網	化等	Ē	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P75
				口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P73
				け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
				しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す。	
工作物	配置			口地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P78
				木林等に配慮した配置とする。	
				口既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調	P80
				和に配慮した配置とする。	500
				口花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害	P82
				しないよう配置を工夫する。	

田園・	集落地の)景域	景観形成基準	解説頁
工作物	形態•	周辺と	□周辺に広がる田園景観と調和するよう、形態意匠を工夫す	P84
	意匠•	の調和	ె .	P84
	色彩		ロランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠	
			とする。	
		設備類	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
			やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
			周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	口工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・約	禄化等	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P88
			口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
開発行	造成等		口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地			口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質			口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更			圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等			は、緑化等による修景を行う。	
	既存樹を	木•樹林	口田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水	P92
	等の保証	全	路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照	照度の抑制		□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外			ె ం.	
照明	点滅照	· 明	口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器	■	口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(丘の景域)

	丘の景域		景観形成基準	解説頁
建築物	配置		□緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	P57
			口花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害	P60
			しないよう配置を工夫する。	
	形態•	周辺	口ふもとの田園地域から見た際、背振山系や丘陵地の稜線を切	P63
	意匠•	との	るような高層建築・大型建築はできるだけ避け、低層の建築	
	色彩	調和	物を基本とする。	
			口背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形	P63
			態・意匠に配慮する。	
		圧迫	口大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽減		
		設備	口建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類	目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
			は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
			いように配慮する。	
			口太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
			の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
		色彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景	P69
			の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。	
			口外壁基調色:有彩色は彩度 4.0 以下	P70
			口屋根色:有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下	P70
			無彩色は明度 7.5 以下	
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・緑	化等	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P75
			口敷地境界部(特に斜面側)では、できる限り多くの樹木や花	P75
			<u></u>	
工作物	配置		口緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	P78
			口花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害	P82
			しないよう配置を工夫する。	
	形態・	周辺	口背振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	P84
	意匠•	との		
	色彩	調和		

ı	丘の景域			景観形成基準	解説頁
工作物	形態・	設	備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
	意匠•	類		やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
	色彩			周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	5	口周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景	P85
				の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。	
				口工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・約	绿化等	手	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P88
				口敷地境界部(特に斜面側)では、できる限り多くの樹木や花	P89
				壇等による植栽を施す。	
開発行	造成等			□既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地				口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質				口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更				圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等				は、緑化等による修景を行う。	
	既存樹	木•椋	討林	口まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	P92
	等の保証	全			
外観照	照度の抑制			□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外				る.	
照明	点滅照明			口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器			口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(小郡駅前地区・歴史的景観形成地区)

	郡駅前地1		景観形成基準	解説頁
建築物	配置		口地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等 に配慮し、これらを生かす配置とする。	P57
			口歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や 塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図 る。	P60
	形態・ 意匠・	周 辺 と の	口歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着きのある形態・意匠とする。	P62
	色彩	調和	口主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して 連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、町 並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	P65
		圧 感 の 軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化 する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
		設 備 類	口建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に 目にする位置には設置しない。 やむを得ず設置する場合に は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな いように配慮する。	P67
			口太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67
		色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色:有彩色は彩度4.0以下	P69 P70
			□屋根色: 有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用 される場合はこの限りでない。	P70
	外構・約	L 禄化等	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P73
			口駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・ 駐輪場は、緑化等(周囲や舗装面)により修景する。	P74

小郡駅前地区			景観形成基準	解説頁
歴史的	景観形成	地区		
工作物	配置		口地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等	P78
			に配慮し、これらを生かす配置とする。	
			口歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や	P81
			塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図	
			る。	
	形態•	周辺	□歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着きのあ	P83
	意匠•	2 م	る形態・意匠とする。	
	色彩	調和		
		設備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
		類	やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
			周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	口工作物の色:彩度 4.O 以下	P86
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・約	绿化等	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
開発行	造成等		□既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地			口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質			口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更			圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等			は、緑化等による修景を行う。	
	緑化		口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P92
			る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
	既存樹之	木・ 樹材	口まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全	P92
	等の保証	全	する。	
外観照	照度の打	印制	口良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外			ි	
照明	点滅照	 明	口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器	具	口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(小郡駅前地区・賑わい景観創出地区)

	你駅前地(_	景観形成基準	解説頁
賑わい	景観創出	地区		
建築物	配置		□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるよう	P59
			な魅力ある街並みの形成に配慮した建築物の配置とする。	
	形態•	周辺	□駅前の通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏ま	P61
	意匠•	との	え、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和	
	色彩	調和	した形態・意匠とする。	
			口低層部は街ゆく人が楽しめる開放感のあるデザインとする。	P64
			特に西鉄小郡駅周辺では、路地の活用等、界隈性を演出する	
			空間を確保する。	
			口主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して	P65
			連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、街	
			並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	
		圧 迫	口大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽減		
		設備	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類	目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
			は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
			いように配慮する。	
			口太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
			の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
			口夜間照明は、夜の賑わいを演出するようなものとする。ただ	P68
			し、閃光を発するものや点滅するもの等の過度な照明は避け	
			る。	
		色彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	P69
			口外壁基調色:有彩色は彩度 6.0 以下	P70
			□屋根色:有彩色は彩度 4.0 以下	P70
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・約	录化等	□道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避 	P73
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
			口駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置す	P74
			る。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・	
			駐輪場は、緑化等(周囲や舗装面)により修景する。 	

小郡駅前地区				景観形成基準	解説頁
賑わい	景観創出	地区			
工作物	配置			□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるよう	P80
				な魅力ある街並みの形成に配慮した配置とする。	
	形態•	周	辺	□駅前の通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏ま	P82
	意匠•	ح	の	え、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和	
	色彩	調和]	した形態・意匠とする。	
		設	備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
		類		やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
				周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	1	口工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・約	绿化等	Ē	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
				け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
				しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す。	
開発行	造成等			口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地				口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質				口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更				圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等				は、緑化等による修景を行う。	
	緑化			口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P92
				る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照	照度の排	印制		□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外				る.	
照明	点滅照	<u></u> 明		□点滅照明は設置しない。	P93
	照明器	<u> </u>		口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(丘の上住宅地区)

丘	の上住宅地	三	景観形成基準	解説頁
建築物	配置		口樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。	P58
			口既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配	P58
			慮した配置とする。	
	形態•	周辺	口商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏	P61
	意匠•	との	まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した	
	色彩	調和	形態・意匠とする。	
			口住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	P62
			口背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形	P63
			態・意匠に配慮する。	
		圧 迫	口大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽減		
		設備	口建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類	目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
			は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
			いように配慮する。	
			口太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
			の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
		色彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	P69
			口外壁基調色:有彩色は彩度 4.0 以下	P70
			口屋根色:有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下	P70
			無彩色は明度 7.5 以下	
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
		素材	口建築物や工作物の素材は落ち着いた住宅地景観の形成を意	P73
			識し、特に建築物の低層部や敷き際等は、木や石、土(レン	
			ガ)等の自然素材の使用に努める。	
	外構・綺	化等	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P73
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
			口樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置	P76
			に努める。特に人の目線を集めやすい場所等にシンボルツリ	
			ーを配置する等街並みの演出を行う。	
			□駐車場・駐輪場を配置する場合、緑化等(周囲や舗装面)に	P76
			より修景する。	

丘の	上住宅地		景観形成基準	解説頁
工作物	配置		口樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。	P79
			口既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配	P79
			慮した配置とする。	
	形態•	周辺	□商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏	P82
	意匠•	との	まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した	
	色彩	調和	形態・意匠とする。	
			口住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	P83
			口背振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	P84
		設備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
		類	やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
			周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	□工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・約	绿化等	口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
開発行	造成等		口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地			口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質			口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更			圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等			は、緑化等による修景を行う。	
	緑化		口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P92
			る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
	既存樹	木•樹林	口まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	P92
	等の保全			
外観照	照度の打	印制	口良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外			ె ం.	
照明	点滅照	明	口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器	具	口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(松崎地区)

	松崎地区			景観形成基準	解説頁
建築物	配置			□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P57
				木林等に配慮し、これらを生かす配置とする。	
				口かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、	P60
				道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本	
				とし、通りの町並みとの調和を図る。	
	形態・	周	辺	口歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落	P62
	意匠•	ح	\mathcal{O}	ち着きのある形態・意匠とする。	
	色彩	調和		口周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本	P63
				とする。	
				口薩摩街道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連	P65
				続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、薩摩	
				街道の町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	
		圧	迫	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感	\mathcal{O}	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽》	戓		
		設	備	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類		目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
				は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
				いように配慮する。	
				□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
				の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
		色彩	彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	P69
				□外壁基調色:有彩色は彩度 4.0 以下	P70
				□屋根色:有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下	P70
				無彩色は明度 7.5 以下	
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・緑	化等	Σ F	□前面道路に面して植栽を行う場合は、建築物や門・塀等によ	P77
				る通りの景観との調和に配慮するとともに、薩摩街道の町並	
				みに配慮した樹種を選定する。	
				□駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えにくい位置に配置	P74
				する。通りから望見できる位置に配置する場合、駐車場・駐	
				輪場は、植栽や格子等により修景する。	
工作物	配置			□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P78
				木林等に配慮した配置とする。	
				口かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、	P81
				道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本	
				とし、通りの町並みとの調和を図る。	

木	公崎地区			景観形成基準	解説頁
工作物	形態•	周	辺	口歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落	P83
	意匠•	ح	の	ち着きのある形態・意匠とする。	
	色彩	調和	=		
		設	備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
		類		やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
				周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	彩	口薩摩街道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色と	P88
				し、薩摩街道の町並みと調和するような配色に努める。	
				口工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・約	绿化	等	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P88
				口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
				け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
				しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す。	
開発行	造成等			口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地				口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質				口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更				圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等	47.U.			は、緑化等による修景を行う。	500
	緑化			口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P92
				る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
	既存樹才		尌林	口田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水	P92
	等の保証	全 		路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照	照度の抽	印制		口良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外				る.	
照明	点滅照	明		口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器			口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(宝満川地区)

宝	≌満川地区	ζ	景観形成基準	解説頁
建築物	配置		□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P57
			木林等に配慮した配置とする。	
	形態•	周辺	口周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本	P63
	意匠•	との	とする。	
	色彩	調和	ロランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠 とする。	P63
			 口堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋	P66
			 根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	
		圧迫	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽減		
		設備	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類	目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
			は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
			いように配慮する。	
			□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
			の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
			口屋上に設備等を設置する場合には、周囲から目立たないよう	P68
			配置し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。	
		色彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	P69
			口外壁基調色:有彩色は彩度 4.0 以下	P70
			口屋根色:有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下	P70
			無彩色は明度 7.5 以下	
			※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
			される場合はこの限りでない。	
	外構・約	禄化等	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P75
			口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P73
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
工作物	配置		□太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。	P81
			口地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑	P78
			木林等に配慮した配置とする。	

宝	:満川地区	<u>ζ</u>	景観形成基準	解説頁
工作物	形態・	周辺	□周辺に広がる田園景観に調和する形態・意匠とする。	P84
	意匠•	との	ロランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠	P84
	色彩	調和	とする。	
		設備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
		類	やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
			周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	口周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景 の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。	P85
			の減・自然気観に冷け込むような配告に劣める。 口工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
			ロエド初の日・初度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	1 00
			される場合はこの限りでない。	
	外構・約	禄化等	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P88
			口道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避	P88
			け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置	
			しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す。	
開発行	造成等		口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地			口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質			口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更			圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に は、緑水等による核果を行う	
等			│ は、緑化等による修景を行う。 │□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配	P91
3			ローカに争削調査を打め、動性物の主意環境等の水辺環境に能	F91
	土石類の	の採取	口土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があら	P91
			われないものとする。	
	物件のは	住積	口資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を	P91
			生垣等の目隠しによる修景を行う。	
	緑化		口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P92
			る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇	
			等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
	既存樹を	木•樹林	口田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水	P92
	等の保証	全	路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照	照度の抑制		口良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外			る。	
照明	点滅照明	明	口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器	<u> </u>	口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(花立山地区)

7	它立山地区	ζ		景観形成基準	解説頁
建築物	配置			□緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	P57
				□花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害	P60
				しないよう配置を工夫する。	
	形態・	周	辺	口ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切	P63
	意匠•	ح	の	るような高層建築・大型建築は避け、低層の建築物とする。	
	色彩	調和	0	口背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形	P63
				態・意匠に配慮する。	
		圧	迫	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化	P66
		感	の	する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	
		軽派	戓		
		設	備	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に	P67
		類		目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合に	
				は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えな	
				いように配慮する。	
				□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、そ	P67
				の他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
		色彩	乡	口周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景	P69
				の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。	
				□外壁基調色:有彩色は彩度 4.0 以下	P70
				□屋根色:有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下	P70
				無彩色は明度 7.5 以下	
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構•緑化等		Ē	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P75
				□敷地境界部(特に斜面側)では、できる限り多くの樹木や花	P75
				壇等による植栽を施す。	

花	立山地区	ζ		景観形成基準	解説頁
工作物	配置			□太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。	P81
				口緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	P78
				口花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害	P82
				しないよう配置を工夫する。	
	形態•	周	辺	口背振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	P84
	意匠•	ح	の		
	色彩	調和			
		設	備	口道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。	P85
		類		やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、	
				周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	
		色彩	钐	口周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景	P85
				の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。	
				口工作物の色:彩度 4.0 以下	P86
				※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用	
				される場合はこの限りでない。	
	外構・約	绿化	等	口自然の植生に配慮した緑化に努める。	P88
				口敷地境界部(特に斜面側)では、できる限り多くの樹木や花	P89
				壇等による植栽を施す。	
開発行	造成等			口既存の地形を生かした造成に努める。	P90
為•土地				口切土・盛土は最小限に抑える。	P90
の形質				口面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、	P90
の変更				圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合に	
等				は、緑化等による修景を行う。	
	土石類の	の採	又	口土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があら	P91
				われないものとする。	
	物件のは	推積		口資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を	P91
				生垣等の目隠しによる修景を行う。	
	緑化			口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P92
				る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇	
				等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
	既存樹々	木•村	尌林	口まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	P92
	等の保証	全 			
外観照	照度の排	印制		口良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとす	P93
明•屋外				る 。	
照明	点滅照	明		口点滅照明は設置しない。	P93
	照明器	具		口派手な照明器具は設置しない。	P93

景観形成基準一覧チェックシート(沿道景観保全ゾーン)

□国道 500 号線

沿道景観		景観形成基準	解説頁
建築物•	配置	口通りに面して商店や住宅等が建ち並び賑わいを創出してい	P94
工作物		る現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・	
		工作物の位置関係に配慮した配置とする。	
開発行為•	外構・緑化等	口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P97
土地の形質		る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花	
の変更等		壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	

□主要地方道久留米筑紫野線

沿道景	観保全ゾ-	ーン	景観形成基準	解説頁
建築物•	配置		口広大な田園が周囲に広がる状況を踏まえ、道路からの見え	P94
工作物			方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とす	
			ె .	
	形態•	眺望景	口道路から眺望される田園景観や背後の花立山等に配慮し、	P96
	意匠	観への	沿道からの眺めを阻害することのない形態・意匠とする。	
		配慮		
開発行為•	外構・約	录化等	口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P97
土地の形質			る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花	
の変更等			壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	

口都市計画道路原田駅東福童線

沿道景観	鼠保全ゾーン	景観形成基準	解説頁				
建築物•	配置	口歩道・街路樹が連続した通りに面して商店や住宅等が建ち	P95				
工作物		並ぶ現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築					
		物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。					
開発行為•	外構・緑化等	口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ	P97				
土地の形質		る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花					
の変更等		壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。					

□旧薩摩街道

沿道景	観保全ゾー	-ン	景観形成基準	解説頁
建築物•	配置		口街道沿いの町並みや歴史的建造物への眺望を阻害すること	P95
工作物			のない配置とする。	
	形態・	周辺と	口街道沿いの町並みや歴史的建造物及び周辺の自然環境に配	P96
	意匠	の調和	慮した落ち着いた形態・意匠とする。	